

茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

(資金措置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内で、必要な資金を、知事が指定する金融機関（以下、「取扱金融機関」という。）に預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の7.0倍以上の額を自己の責任において融資するものとする。

(融資対象)

第3条 前条第2項の融資（以下「融資」という。）を受けることができる者は、申し込み時点において県内に事業所を有し、事業（茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者（法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）

(2) 法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者（法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証及び法第2条第5項第5号の規定による認定基準のうち、売上高等の減少を要因としないものを除く。）

(3) 法第2条第6項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者（法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱を適用しないものとする。）

(資金使途)

第4条 融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の使途は、経営の安定に必要な事業資金とする。

(融資条件)

第5条 本制度の融資条件は、次の表に掲げるとおりとする。

融資枠	新型コロナウイルス感染症対応資金枠	県単独枠
融資限度額	3,000万円	5,000万円
融資期間	設備資金・運転資金・併用 10年以内（うち据置期間5年以内）	設備資金・運転資金・併用 10年以内（うち据置期間5年以内）
貸付形式	証書貸付又は手形貸付	証書貸付又は手形貸付
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
利子補給	第3条第1号から第3号の認定におい	利子補給は行わないものとする。

	<p>て認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者及び第3条第2号の認定において融資を受けようとする者が個人事業主かつ小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする者については5人）以下のもの）である者については、別途定める方法により、融資から3年の間に生じる利子に対して利子補給を行うものとする。</p>	
信用保証料率	<p>融資金に対し0.85%とする。 ただし、経営者保証を免除する場合は、1.05%とする。</p>	保証協会が定める信用保証料率によるものとする。
信用保証料の補助	<p>第3条第1号から第3号の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者及び第3条第2号の認定において融資を受けようとする者が個人事業主かつ小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする者については5人）以下のもの）である者については信用保証料の全額を国が補助し、それ以外の者については信用保証料の2分の1を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p>	信用保証料の補助は行わないものとする。
経営者保証の免除	<p>次の（1）及び（2）を満たす場合には、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができるものとする。</p> <p>（1）直近の決算書が資産超過であること。</p> <p>（2）法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報</p>	保証協会が定めるところによるものとする。

	酬・賞与，配当，オーナーへの貸付け等) について，社会通念上適切な範囲を超えていないこと。	
担保	無担保とする。 ただし，既設定根抵当権を除く。	必要に応じて徴求するものとする。
借換	原則として，責任共有制度の対象となる保証については，責任共有制度の対象外となる保証で借換えしないものとする。 ただし，次の（１）又は（２）の保証を責任共有制度の対象外となる本制度の保証で借換えることができるものとする。 （１）令和２年１月２９日以降から本制度取扱開始日までに融資実行された責任共有制度の対象となる保証 （２）責任共有制度の対象となる本制度の保証	原則として，責任共有制度の対象となる保証については，責任共有制度の対象外となる保証で借換えしないものとする。
期中管理	取扱金融機関は，据置期間が１年を超える場合，据置期間中モニタリングを行い，半年に一度，保証協会に対し，その内容を報告するものとする。ただし，令和２年１２月３１日までは当該報告を猶予することができるものとする。なお，取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は，当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。	

(償還方法)

第６条 融資金の償還は，原則として，元金均等割賦償還とするが，融資期間が１年以内の場合は，一括弁済とすることもできるものとする。

(保証人)

第７条 原則として法人の代表者を除いては，保証人を徴求しないこととする。

(その他の条件)

第８条 融資に当たっては，保証協会の保証を付するものとする。

２ この要項に定めるもののほか，融資に関する条件は，取扱金融機関又は保証協会が定めるところによる。

(申込手続等)

第９条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は，新型コロナウイルス感染症

対策融資申込書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、取扱金融機関に融資を申し込むものとする。なお、申込みに必要な書類のうち、第3条第1号から第3号の認定については、原則として、取扱金融機関が市町村に対し代理申請するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資の申込みを受けた場合は、速やかに審査を行い、融資を行うことが適当であると認めるときは、融資申込者と所要の手続きをとった上で、融資を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、融資条件等の範囲内で、融資金額、融資期間等の融資条件等を変更することができる。

3 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、あらかじめ保証協会に対して、保証協会所定の様式に第1項の申込みに係る書類の写しを添えて保証を依頼するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による保証の依頼を受けた保証協会について、準用するものとする。

（企業診断）

第10条 知事は、この要項に基づく事業の円滑な推進のため、企業診断を実施することができる。

（要項の遵守）

第11条 取扱金融機関は、融資を受けた者（以下「利用者」という。）について、申込関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めるときは、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

（調査及び指導）

第12条 知事は、融資金の用途を確認するため特に必要があると認めるときは、取扱金融機関及び利用者に対して、融資の対象となった事業に関する帳簿その他の書類を調査し、経営の改善のための指導をすることができる。

（損失補償）

第13条 知事は、この要項に基づき保証協会が保証した債務については、代位弁済が生じた場合には、別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に損失補償を行うものとする。

（報告）

第14条 取扱金融機関は、融資を実施したときは、毎月10日までに別に定める茨城県預託制度融資状況報告書及び茨城県制度融資実行報告書により、前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

（その他）

第15条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要項は、令和2年5月1日から施行する。

2 この要項の規定は、令和2年5月1日から同年12月31日までの間に保証申込が受け付けられ、令和3年1月31日までに実行された融資について適用する。